

産学連携・知的財産本部から

令和3年度 第2回知的財産セミナー「大学における安全保障輸出管理」のご案内 (令和4年5月外為法改正「みなし輸出管理の明確化」に対応)

産学連携・知的財産本部では知的財産管理、産学連携活動等に対する教職員の理解を深めるための啓発活動として、「知的財産セミナー」を年2回開催しています。

つきましては、今年度第2回目の知的財産セミナーを以下のとおり開催しますので、教職員の皆様に参加していただきますようご案内します。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 令和4年3月1日（火）17:00～18:00 |
| 2 | 開催形式 | Zoomによるオンライン開催 |
| 3 | 講 師 | 国立大学法人佐賀大学 客員教授
輸出管理アドバイザー
経済産業省 派遣安全保障輸出管理アドバイザー
鈴木 勇次 氏 |
| 4 | 演 題 | 大学における安全保障輸出管理について
～みなし輸出管理の明確化を中心に
(令和4年5月1日外為法改正)～ |

安全保障輸出管理とは、国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な貨物及び技術が大量破壊兵器等の開発や製造に参与している懸念のある国や組織に渡ることを未然に防止するため、先進各国が協調して管理する制度で、我が国では、外国為替及び外国貿易法（外為法）等に基づいて実施されています。

本学においても、海外からの学外研究員等の受け入れなどの人的交流や研究の国際化の進展に伴い安全保障輸出管理の重要性が高まっており、安全保障輸出管理上、懸念のある国や組織への貨物や技術の提供にあたっては、法令に則った手続きを行う必要があります。



また、本年5月から外為法が改正されることとなり、従来、日本国内に入国後6か月経過した外国人は居住者として扱われ、管理の対象外でしたが、当該居住者が外国政府・大学等の支配下にある場合や、外国政府から多額の留学資金・研究資金を得ているなど外国政府の影響を強く受ける場合等、非居住者への技術の提供と事実上同一と考えられるような場合は、「みなし輸出管理」として、今後、機微技術流出防止の対応が求められることとなります。

今回は、佐賀大学客員教授で経済産業省の派遣輸出管理アドバイザーとして活躍しておられる、鈴木 勇次 氏を講師にお招きし、これらの問題について、オンラインでのご講演を予定していますので、ぜひご参加ください。



(研究支援課)